

## 相談支援事業所 すみか

### 「指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 本事業所では、利用者に対して障害者総合支援法（及び児童福祉法）に基づく相談支援事業を提供します。当サービスの利用は、原則として計画相談支援の支給決定を受けた方が対象となります。

#### ◆◆目次◆◆

|                              |   |
|------------------------------|---|
| 1. 事業者 .....                 | 2 |
| 2. 事業所の概要 .....              | 2 |
| 3. 事業実施地域 .....              | 3 |
| 4. 営業時間 .....                | 3 |
| 5. 職員の体制 .....               | 3 |
| 6. 事業の主たる対象とする障害の種類 .....    | 3 |
| 7. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....  | 3 |
| 8. サービスの利用に関する留意事項 .....     | 5 |
| 9. 利用者の記録や情報の管理、開示について ..... | 6 |
| 10. 虐待の防止のための措置に関する事項 .....  | 6 |
| 11. 苦情の受付について .....          | 6 |
| 12. その他運営に関する重要事項 .....      | 7 |

株式会社 えがお

相談支援事業所 すみか

当事業所は特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者の  
指定を受けています。

当事業所は笛吹市の指定を受けています。

事業所番号 (指定特定)  
(指定障害児)

## 1. 事業者

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 名 称   | 株式会社 えがお           |
| 所在地   | 山梨県甲府市城東 3 丁目 13-8 |
| 電話番号  | 055-237-3857       |
| 代表者氏名 | 代表取締役 桂田 美香        |

## 2. 事業所の概要

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称           | 相談支援事業所 すみか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事業所の種類       | 指定特定相談支援事業所<br>令和7年5月1日<br>指定障害児相談支援事業所<br>令和7年5月1日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 事業の目的        | 利用者がその心身の状況、環境に応じて適切な福祉サービス等を利用できるよう、相談支援を提供することを目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事業所の所在地      | 山梨県笛吹市石和町駅前 7-3 ラ・ルミエール 101                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 電話番号         | 055-237-3857                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| FAX 番号       | 055-225-5326                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 管理者氏名        | 長田 和也                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 事業所の運営方針について | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体の状態、その置かれている環境等に応じて、利用者又はその保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、援助を適切に行うものとする。</li> <li>2 相談支援の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関などとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</li> <li>3 相談支援の実施に当たっては、利用者又は障害児の保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。</li> <li>4 相談支援の実施に当たっては、自らその提供する指定特定相談支援、指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。</li> </ol> |

### 3. 事業実施地域

笛吹市・甲府市・南アルプス市・甲斐市・中央市・中巨摩郡昭和町

### 4. 営業時間

|           |                                                |
|-----------|------------------------------------------------|
| 営業日       | 月～金曜日（祝祭日及び12月29日～1月3日までを除く）                   |
| 受付時間      | 月～金曜日 9時～18時 但し営業時間以外であってもサービスを提供する場合があるものとする。 |
| サービス提供時間帯 | 月～金曜日 9時～18時 但し営業時間以外であってもサービスを提供する場合があるものとする。 |

### 5. 職員の体制

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

| 職種      | 常勤   | 非常勤 | 職務の内容   |
|---------|------|-----|---------|
| 管理者     | 1名   |     | 事業の管理運営 |
| 相談支援専門員 | 1名以上 |     | 相談支援    |

### 6. 事業の主たる対象とする障害の種類

特定なし

### 7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

#### （1）サービス内容

##### ①サービス等利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

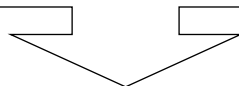
＜サービス等利用計画の作成の流れ＞

① 相談支援専門員は、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。

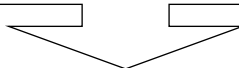
② サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。

③ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

④利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域生活相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、障害者自立支援法第五条二十二項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成します。



⑤④で作成したサービス等利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定します。



⑥支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員はサービス等利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定します。

## ②サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- ・ サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- ・ モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

## ③サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

#### ④障害者支援施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介、その他の便宜の提供をいたします。

### (2) 利用料金 (第7条参照)

#### ①サービス利用料金

指定相談支援事業にかかる利用料金については、厚生労働大臣が定めた基準により受領することとします。これに関しては、事業者が市町村から直接受領するため、利用者の自己負担はありません。

事業者が計画相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、下記の金額をお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。(「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの区市町村に申請すると計画相談支援給付費が支給されます。)

#### ②交通費

通常の事業実施地域外の地域の居宅を訪問して、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

- ・上記費用の支払いを受ける場合には、利用者等に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることにします。
- ・上記費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる受領証(②については領収証)を、当該費用を支払った利用者等に交付するものとします。

#### ③利用料金のお支払い方法

前記②の費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。振り込みの場合には手数料は利用者様負担となります。

ア. 集金による現金支払

イ. 下記指定口座への振り込み

山梨中央銀行 東支店 普通預金 455577

### 8. サービスの利用に関する留意事項

#### (1) サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

## 9. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令（及び社会福祉法人〇〇個人情報保護規定）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

保存期間は、指定計画相談支援サービスを提供した日から5年間です。

＊ 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- （１） 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- （２） サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
- （３） アセスメントの記録
- （４） サービス担当者会議等の記録
- （５） モニタリング結果の記録
- （６） 関係機関からの情報提供に関する記録
- （７） 契約書
- （８） 重要事項説明書
- （９） 利用者負担に関する関係書類
- （１０） 利用者に関する区市町村への通知に係る記録
- （１１） 利用者からの苦情内容等の記録
- （１２） 事故の状況及び事故に際しての採った処置についての記録

## 10. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、以下の措置を講じます。

- （１） 虐待の防止に関する責任者の選定
- （２） 成年後見制度の利用支援
- （３） 苦情解決体制の整備
- （４） 相談支援専門員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （５） 虐待委員会の設置

## 11. 苦情等の受付について

### （１） 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、サービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受け付けております。

○お客様相談係＜苦情受付窓口＞ 柳澤富美子・柳澤昇

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 10：00～14：00

＜苦情解決責任者 代表取締役 柳澤富美子＞

## (2) 行政機関その他苦情受付機関

|            |                                                                               |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 山梨県運営適正委員会 | 所在地 山梨県甲府市北新 1-2-1 山梨県福祉プラザ 4 F<br>電話番号 055-254-8610<br>受付日・時間 月～金 8:30～17:15 |
| 笛吹市役所保健福祉館 | 所在地 山梨県笛吹市石和町市部 800<br>電話番号 055-262-1273<br>受付日・時間 月～金 8:30～17:15             |

## 12. その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は、適切な相談支援が提供できるよう相談支援専門員の業務体制を整備するとともに、相談支援専門員の資質向上を図るために研修の機会を確保します。
- (2) 相談支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (3) 相談支援専門員であった者が事業所の相談支援専門員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持します。
- (4) 事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該相談支援を提供した日から5年間保存します。
- (5) 利用者及びその家族の個人情報については、事業者が定める「個人情報保護規程」に基づき取り扱います。
- (6) 提供した相談支援に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- (7) 提供した指定相談支援に関し、市町村が行う文書、その他の物件の提出、若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
- (8) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規程により行う調査又はあっせんにできる限り協力します。
- (9) 事業所は、従業者、設備、備品、及び会計に関する諸記録を整備します。

令和            年            月            日

説明者氏名 印

利用者 住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

代理人又は家族 住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

# 個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することを同意します。

## 記

### 1 使用する目的

事業者が、指定計画相談支援の提供にあたり、障害福祉サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。

### 2 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、上記1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。

### 3 個人情報の内容

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等事業者が相談支援を行うために最低限必要な利用者や家族個人に関する情報。
- ・ 認定調査票、主治医意見書、障害程度区分認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・ その他の情報

※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいいます。

令和      年      月      日

株式会社 えがお  
相談支援事業所すみか 殿

利用者

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

<住所> \_\_\_\_\_

代理人又は家族

<氏名> \_\_\_\_\_ 印

<住所> \_\_\_\_\_

<続柄> \_\_\_\_\_